

高砂市上下水道管路台帳システム構築業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、高砂市上下水道管路台帳システム更新業務の受託事業者（以下「受託者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものである。

1. 業務概要

(1) 業務名

高砂市上下水道管路台帳システム構築業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

1. 上下水道管路台帳システム構築・導入
2. 水道台帳システム更新業務（令和5年度データの更新）
3. 下水道台帳システム更新業務（令和5年度データの更新）

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 提案上限額（令和6年度システム構築及びデータ更新費）

56,051,000円（消費税額を含む。）

2. 参加条件

(1) 参加資格

本業務の公募型プロポーザル方式による受託者の選定に参加することができる者は、法人又は法人がグループを構成する団体で次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 高砂市契約規則（平成7年高砂市規則第3号）第20条第2項に規定する指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- ③ 高砂市指名停止基準（平成6年高砂市訓令第13号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ④ 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税に未納がない者であること。
- ⑦ 上水道台帳管理システム及び下水道台帳管理システムについて、過去5年間に本市と同規模以上の地方公共団体と契約実績を有する者であること。

※同規模以上とは配水管路データ440km以上又は汚水管渠370km以上であること。

- ⑧ 業務委託仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- ⑨ 企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク取得）又は JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）に審査登録していること。
- ⑩兵庫県内に契約事務所（本店・支店・営業所）を配置していること。

3. 選定方法

（1）選定委員会の設置

受託者の選定のため、高砂市上下水道管路台帳システム構築業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（2）評価方法

選定委員会は以下の選定方法により選定する。

1次選考：提出書類の書類審査

2次選考：1次選考入選者に対し、プレゼンテーション及び選考委員の質疑により実施（プレゼンテーション30分、質疑25分程度）

※選定委員会の質疑については提案書の内容のデモンストレーションを求める場合があります。

4. 企画提案スケジュール

（1）参加申込書、企画提案書、見積書等の提出

① 受付期間

参加申込書

令和6年4月17日（水）から令和6年5月10日（金）まで
（土・日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

② 受付場所

高砂市上下水道部技術管理室管きよ課

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

③ 提出方法

持参又は郵送（宅配便可）

郵送（宅配便）で提出する場合は、受取日時及び配達されたことを証明できる方法とし、提出期日までに必着のこと。

※提出された書類は、審査結果にかかわらず返却しない。

（2）1次選考（書類審査）

令和6年5月15日（水）予定

1次選考の入選者は上位3者までとし、同点の提案者が複数となった場合、選定委員

会の投票により1次選考の入選者を選定する。

(3) 2次選考(1次選考入選者によるプレゼンテーション)

令和6年5月28日(火) 予定

※時間、場所の詳細は、1次選考を通過した提案者に対して後日連絡する。

※管理技術者、業務担当責任者は出席することとし、プレゼンテーションに出席できる人数は3名までとする。

※1次選考、2次選考の評価基準は「別紙 評価基準項目」のとおり

(4) 委託予定業者との随意契約

令和6年6月11日(火) 予定

5. 提出書類

正本には法人名又は団体名を記載し、副本にはこれらを記載しないこと。

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| (1) 参加申込書(様式第1号) | 正本1部、副本7部 |
| (2) 誓約書(様式第2号) | 正本1部、副本7部 |
| (3) 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書 | 正本1部、副本7部 |
| (4) 企業概要書(様式3号) | 正本1部、副本7部 |
| (5) 業務実績調書(様式第4号) | 正本1部、副本7部 |
| (6) 配置予定管理技術者調書(様式5号) | 正本1部、副本7部 |
| (7) 企画提案書(様式6号) | 正本1部、副本7部 |

A4判とし、縦横は問わないが横書きとする。

- ① 提案書は、別紙「評価基準項目」の「企画提案の評価」及び「企画書の評価」に記載されている順番とおり記載すること。
- ② 提案書本文は、10.5ポイント以上のフォントで記述すること。
- ③ 別紙「評価基準項目」に記載されている各項目を2ページ以内で記載すること。なお、A3は2ページとする。
※提案書本文の用紙枚数は、7項目(「企画提案及び企画書の評価」)×2ページ=14ページ以内とする。
- ④ 提案書の正本には、指定の表紙(様式6号)を添付し、代表者印を押印すること。
- ⑤ 製品カタログ、パンフレット等があれば、提案書に添付すること。ただし、提案書の用紙枚数には含まない。

(8) 見積書(様式7号)及び見積内訳書(様式任意) 正本1部、副本7部

- ① 見積書には消費税及び地方消費税を含まない額を記載すること。
- ② 見積書には社印及び代表者印を押印すること。
- ③ 見積内訳書には人件費、ハードウェア費、諸経費を含む。

(9) JISQ15001(プライバシーマーク取得)又はJISQ27001(情報セキュリティマネジメントシステム)認定書の写し 正本1部、副本7部

(10) 機能要件一覧表 正本1部、副本7部

6. 質疑応答について

実施要領もしくは仕様書に関する質疑がある場合には、質問書（様式第8号）により以下の期日までにメールにて提出するものとする。（メールのタイトルは「上下水道管路台帳システム構築業務に関する質疑について」とすること。）

なお、回答に関しては、個別回答せず、市ホームページに公開する。質問した事業者名は公表しない。

ただし、公平性を保てないと判断される質問については回答、又は公開しない。

質疑提出期限 令和6年4月17日（水）から令和6年4月25日（木）17時まで
回答書公開日 令和6年4月30日（火）9時 予定

7. 辞退について

「5. 提出書類」を提出後に、辞退する場合は辞退届（様式9号）を受付場所に提出するものとする。

8. 契約候補者の決定

- (1) 審査結果により総合点数（1次選考および2次選考の合計点数）の最も高い提案者を契約候補者とする。
- (2) 最高点の提案者が複数となった場合は、選定委員会の投票により契約候補者を選定する。
- (3) 提案者が1者となった場合においても審査を行う。

9. 結果通知

選考結果については、後日参加者全員に通知する。

選考結果に関する一切の事項についての質問、説明請求又は異議申立ては受け付けない。

10. 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 契約締結の日までに参加資格要件を満たさなくなった場合
- ウ 提出書類の提出期限に遅れた場合
- エ 見積額が提案上限額を超過している場合
- オ 選定の公平性を害する行為があった場合
- カ 上記に掲げるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

11. 契約締結に向けての協議

(1) 仕様書の確定

契約候補者と契約締結に向けた協議を行うが、契約候補者の選定をもって、契約候

補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書等の項目の追加、変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができるものとする。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件は全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。

ただし、協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

12. その他

- (1) 業者選定における会議は非公開とし、会議内容、評価内容についても公表しない。
- (2) 提出書類のうち、申請者の信用情報、ノウハウ等が含まれるもの以外については、公表する場合がある。
- (3) 本プロポーザル実施に関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とする。
- (4) 提出期限（別途追加書類の提出を求めた場合は、その提出期限）後の提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 契約後において、業務実施体制に記載した配置予定技術者は、病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除き、変更することはできない。
- (6) 契約締結後において、受注者は委託業務の全部または主要部分を第三者に再委託することはできない。
- (7) 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

〔提出先・問合せ先〕

高砂市上下水道部技術管理室管きよ課

担当者：保田

〒676-8501

高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

電話：079-443-9050

FAX：079-442-5975

E-mail：tact5030@city.takasago.lg.jp